

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530854

研究課題名(和文) 保護観察中の性犯罪者の性的認知の特徴を踏まえた処遇方法の発展

研究課題名(英文) Assessing cognitive distortions in sexual offenders under probation or parole in Japan: An attempt to improve community based treatment

研究代表者

羽間 京子 (Hazama, Kyoko)

千葉大学・教育学部・教授

研究者番号：60323383

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、保護観察中の性犯罪者の性的認知のゆがみを分析するために、日本の保護観察所が実施している質問紙を用いた調査と事例研究を行った。保護観察中の性犯罪者と犯罪歴のない一般成人の質問紙への回答結果の分析の結果、性犯罪者群のほうが、合理化やわい小化などの性的認知のゆがみが大きいことが明らかとなった。また、財産犯との比較から、性犯罪者のほうが性的認知のゆがみが大きいことが示された。

以上から、本研究は、それぞれの性犯罪者が有する性的認知のゆがみの種類や特徴を踏まえた保護観察処遇の重要性を指摘した。

研究成果の概要(英文)：The present study examined the cognitive distortions of sexual offenders on probation or parole in Japan to help improve the treatment provided to them. Therefore, this study analyzed the data collected utilizing a questionnaire concerning sexual offenses, which was administered on the sexual offenders by their probation officers. The authors also conducted case studies of the sexual offenders.

The results of a comparison between the questionnaire responses of sexual offenders under probation or parole and control participants revealed that the sexual offenders scored significantly higher than did the control participants, especially concerning cognitive distortions such as rationalization and minimization of sexual offending. Furthermore, sexual offenders scored significantly higher on cognitive distortions concerning sexual offenses than did the general thieves who committed crimes without sexual motives.

研究分野：臨床心理学

キーワード：性犯罪 性的認知 保護観察 再犯防止

1. 研究開始当初の背景

近年、社会の耳目を集める性犯罪事件が散発し、性犯罪者に対する、刑事施設や保護観察における適切な専門的処遇の実施が強く求められている。

すでに欧米諸国では、性的認知のゆがみが性犯罪の発生や反復を促進するとし、性犯罪者の認知のゆがみに関する多くの研究がなされてきた。そして、性犯罪者処遇の専門家は、性的認知のゆがみを修正することが、再犯防止のために必要であるとの仮説を採用してきた。

欧米諸国の先行研究では、質問紙調査による検証の結果、子どもを被害者とする性犯罪者は、非犯罪者群や他の罪種の犯罪者群よりも、性的認知のゆがみが大きいことが示されてきている(e.g., Abel et al., 1989)。また、強姦犯罪者を対象とする数多くの質問紙調査研究が積み重ねられてきた(Bumby, 1996; Feelgood et al., 2005; Feild, 1978; Marolla & Scully, 1986; Pervan & Hunter, 2007)。

しかし、わが国では、性犯罪者の性的認知のゆがみに関する実証的な研究は乏しい。田口ら(2010)が指摘するように、わが国の性犯罪研究は、“欧米の性犯罪研究に比べ大幅に遅れているといわざるを得ない”(p.i)。

日本の法務省は、欧米諸国と同様に、性犯罪者の性的認知のゆがみが性犯罪を促進するという仮説を採用し、認知行動療法の考え方に基づいた性犯罪者処遇プログラムを開発した。ここでいう性的認知のゆがみとは、性犯罪に関する“否認・わい小化・合理化・正当化”(法務省、2006)を指す。たとえば、全国の保護観察所では、2006年9月1日以降に受理した成人の刑事施設仮釈放者(以下、仮釈放者)及び保護観察付執行猶予者を対象に、性犯罪者処遇プログラムが開始され、すでに5年以上が経過した。

我々研究チームは、ある保護観察所の所長の許可を受け、2006年7月1日から2007年12月末日までに同保護観察所で受理した性犯罪者(以下、性犯罪者群)を対象とした質問紙調査(以下、性犯罪者質問紙)の結果を、インフォームド・コンセントが得られた犯罪歴のない一般成人(以下、一般群)の回答結果と比較した(Katsuta & Hazama, 2011)。その結果、性犯罪者群は、一般群に比し、性的認知のゆがみが有意に認められることを明らかにした。ただし、この研究では、第一に、性犯罪者群をサブグループに分けて比較検討するに十分な回答者数が確保できておらず、第二に、性犯罪歴のない犯罪者の性的認知にゆがみがあるかどうかについての調査がなされていなかった。

性犯罪者処遇の充実強化のためには、その性的認知のゆがみに関する実証研究の更なる実施が急務と言える。

2. 研究の目的

我々は、法務省の許可を得て、保護観察所

が性犯罪者(仮釈放者または保護観察付執行猶予者。重度の精神障害者、日本語を解さない者を除く)を対象に実施している性犯罪質問紙調査の結果を得ることと、性犯罪歴のない成人の保護観察対象者を対象にした質問紙調査の実施が可能となった。そこで、本研究では、これらの調査データと、我々がすでに有する一般群の性犯罪質問紙調査結果を比較分析し、性犯罪者の性的認知のゆがみの有無とその内容を精査することとした。このような研究の結果を踏まえ、再犯予防のために、性犯罪者に対する保護観察処遇の発展を図ることが、本研究の最大の目的である。

3. 研究の方法

本研究においては、法務省スタッフの研究協力・連携のもとで、

(1) 保護観察処遇の充実に関する議論の前提として、仮釈放と執行猶予制度の相違を理論的に考察した。

(2) 性犯罪者の性的認知のゆがみの概念に関する先行研究を検討し、これまでなされてきた議論を整理するとともに問題点を抽出した。

(3) 保護観察所の性犯罪者処遇プログラムの対象となる性犯罪者が、性犯罪者処遇プログラムの導入段階で回答する性犯罪質問紙の回答結果を得て、我々がすでに有している一般群の性犯罪質問紙調査の結果と比較分析した。また、性犯罪者の回答結果を、被害者が子どもか大人かなどによってサブグループに分け、比較検討を加えた。

(4) ある保護観察所の保護観察下にある、性犯罪歴を有しない犯罪者を対象に、我々がKatsuta & Hazama (2011)の結果を踏まえて作成した犯罪一般に関する質問紙(性犯罪に関する質問を含む)による調査を実施した。その結果を上記(3)の性犯罪者群並びに一般群のデータと比較分析した。

(5) 保護観察官が保護観察実施中に評価した静的リスク(犯罪歴等固定的な要因を評価)や動的リスク(性的認知のゆがみなど、変動する要因を評価)の得点と、保護観察開始から3年後の再犯の有無に関するデータを入手し、これらのリスク得点と再犯との関係について分析を加えた。さらに、事例研究を行った。

(6) 性犯罪者処遇プログラムを含めた、保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定のあるり方を、先行研究を踏まえて検討した。

以上の(1)から(5)の研究成果をもとに、性犯罪者に対する保護観察処遇の留意点を具体的に考察するとともに、上記の(6)の結果

も踏まえ、今後の課題を論じた。

4. 研究成果

(1) 本研究の対象となる性犯罪者は、仮釈放者と保護観察付執行猶予者からなる。しかし、仮釈放と保護観察付執行猶予制度の相違については、これまでほとんど論じられてこなかった。保護観察処遇論を展開するための理論的基盤として、刑罰の基本原則である応報的原理と教育的原理に基づいて、仮釈放と保護観察付執行猶予制度の相違を考察した。保護観察付執行猶予の制度は、仮釈放の制度に比して教育的原理がより重視されていることを指摘した上で、保護観察付執行猶予に関する法律の条文解釈や制度の運用においても、教育的原理について、より留意すべきであることを論じた。

(2) 上記のとおり、西欧諸国では、性的認知のゆがみに関して多くの先行研究がなされてきた。しかし、性的認知のゆがみの概念については、一定のコンセンサスが得られているとはいえない。加えて、日本においては、先行研究を整理して論考した研究はなされていない。そこで、性的認知のゆがみに関する先行研究を調査し、議論の整理を行った。その結果、性的認知のゆがみの概念が多様であること(たとえば、犯罪を支持する態度、事後的正当化など)、質問紙調査には認知のゆがみの背景にある構造(たとえば、女性への不信)を明らかにできないなどの限界があるとの指摘もなされていること、強姦犯罪者は、对人的暴力に肯定的/支持的であり、女性や女性に対する暴力に関する態度が暴力犯罪者に類似していると論じられている(Marolla & Scully, 1986) ことなどが明らかになった。

さらに、これらの先行研究においては、性犯罪者の性的認知のゆがみは、犯罪行動の正当化などと定義されている。そして、前述のとおり、性的認知のゆがみが性犯罪の発生や反復を促進し、これを修正することが再犯防止のために必要であるとされてきている。しかし、たとえば、Maruna (2001) は、元犯罪者に対する面接調査の結果を分析した結果、従来、改善更生を妨げると考えられていた犯罪の言い訳や正当化には、更生促進的な側面があると指摘した。なぜならば、犯罪者の更生のためには、「本当は、自分は良い人間である」というピリーフを確立することが重要であり、そのためには、犯罪の言い訳や正当化をすることが必要となる側面があるからであると Maruna (2001) は論じた。Hanson & Morton-Bourgon (2005) も、性犯罪者だとラベルを張られることへの抵抗は、再犯リスクと関係がないことを明らかにした。そして、彼らは、犯罪をわい小化する犯罪者は少なくともその性犯罪が悪いとは言っている、と述べた。こうした指摘を踏まえるなら、性犯罪者の性的認知のゆがみを示す言動を単純に犯

罪誘発的とみなすのではなく、その目的や機能を慎重に吟味していく必要がある。

(3) 法務省保護観察所長の許可を受けて、同所長の保護観察下にある性犯罪者(刑事処分としての保護観察を受けている成人)が処遇過程で回答する性犯罪質問紙のデータ約 280 件(被害者が大人である者、こどもである者からなる)を収集した。これらのデータを、一般群の性犯罪質問紙回答結果 64 件と比較したところ、被害者が大人である性犯罪者群も、被害者がこどもである性犯罪者群も、一般群に比し、合理化やわい小化などの性的認知のゆがみが有意に認められることが明らかとなった。ただし、本研究における性犯罪者群の平均得点は、欧米諸国の先行研究と同様に (e.g., Feelgood et al., 2005; Pervan & Hunter, 2007)、質問紙の得点の中央値よりも低かった。

(4) 法務省保護観察所長の許可ならびに千葉大学教育学部生命倫理審査委員会による承認を受けて、同保護観察所長の保護観察下にあり、インフォームド・コンセントが得られた財産犯(以下、財産犯群)を対象に、性犯罪を含む犯罪一般についての質問紙調査を行い、60 件のデータを収集した。性犯罪者群と財産犯群を比較した結果、性犯罪者群の性的認知のゆがみが有意に大きいことが明らかとなった。

(5) 保護観察官が保護観察実施中に評価した静的リスクや動的リスクの得点と、保護観察開始から 3 年後の再犯の有無に関して、約 2,000 件のデータを収集し分析を加えた。その結果、静的リスク得点は再犯と関係していることが明らかとなった。動的リスク得点と再犯との間には、有意な関係がみられなかった。ただし、事例研究の結果も踏まえ、動的リスクの評価には一時性や状況依存性による限界があることを考慮する必要があると確認された。

(6) 性犯罪者処遇プログラムを含めた、保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定の方法を、先行研究を踏まえて検討した。その結果、従属変数は、再犯の有無とすべきこと、独立変数は、保護観察の専門的処遇プログラム対象者の動機づけの程度、保護観察官 - 保護観察対象者の関係、そして、認知行動療法プログラムとなることを指摘した。

以上の研究成果を踏まえ、保護観察処遇の発展につながる知見をまとめるなら、大きく、次の 2 点が指摘できる。

日本の保護観察所で使用されている質問紙による調査結果から、保護観察中の日本の性犯罪者は、犯罪歴のない一般成人に比し、性的認知のゆがみが大きいことが明らかになった。また、本研究の結果、保護観察中の

性犯罪者は、財産犯よりも性的認知のゆがみが大きいことが示された。同時に、性犯罪者の性的認知のゆがみに関する理論研究からは、性犯罪者の性的認知のゆがみの概念の多様性、性的認知のゆがみを測定する質問紙調査が有する一定の限界、性的認知のゆがみと再犯の関係については慎重な検討が求められることが指摘された。以上から、保護観察官は、性犯罪者の保護観察処遇に当たっては、性的認知のゆがみを測定する質問紙の限界を意識しつつ、まず、性犯罪者の性的認知のゆがみの存在に留意する必要がある。また、保護観察対象者の質問紙への回答結果の得点が低い場合であっても、回答結果を丁寧に検討することが求められるだろう。それとともに、性的認知のゆがみと認定されるような性犯罪者の言動を単純に犯罪促進的だとみなすのではなく、個々の事例に即して、その機能を慎重に検討していく必要がある。

また、性犯罪者の犯罪歴等固定的な要因を評価する静的リスク得点は、再犯リスクの高さを示していることが明らかになった。したがって、保護観察官は、性犯罪者の性的認知のゆがみとともに、静的リスク得点を重視しながら、保護観察処遇を実施することが肝要であろう。

わが国において、性犯罪者の性的認知に関する実証的研究が乏しい中で、保護観察中の性犯罪者が合理化やわい小化などの性的認知のゆがみを有していることを明らかにした本研究の意義は大きい。

今後は、性的認知のゆがみと再犯リスクの関連についての研究が求められる。さらに、性犯罪者処遇において、保護観察対象者の動機付けや、保護観察官と保護観察対象者の関係性を変数に加えた効果検証を実施していく必要があるだろう。

<引用文献>

- Abel, G. G., Gore, D. K., Holland, C. L., Camp, N., Becker, J. V., & Rathner, J. (1989). The measurement of the cognitive distortions of child molesters. *Annals of Sex Research*, 2, 135-153.
- Bumby, K. M. (1996). Assessing the cognitive distortions of child molesters and rapists: Development and validation of the MOLEST and RAPE Scales. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 8, 37-54.
- Feelgood, S., Cortoni, F., & Thompson, A. (2005). Sexual coping, general coping and cognitive distortions in incarcerated rapists and child molesters. *Journal of Sexual Aggression*, 11, 157-170.
- Feild, H. S. (1978). Attitudes toward rape: A comparative analysis of police, rapists, crisis counselors, and citizens. *Journal of Personality and Social Psychology*, 36,

156-179.

- Hanson, R. K., & Morton-Bourgon, K. E. (2005). The characteristics of persistent sexual offenders: A meta-analysis of recidivism studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 73, 1154-1163.
- 法務省 (2006) 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書 平成 18 年 3 月
<http://www.moj.go.jp/content/000002036.pdf>
- Katsuta, S., & Hazama, K. (2011). A study on the distortions of sexual cognitions of sexual offenders who are under probation or parole. *The book of abstracts 16th world congress of the International Society for Criminology*, 75.
- Marolla, J., & Scully, D. (1986). Attitudes toward women, violence, and rape: A comparison of convicted rapists and other felons. *Deviant Behavior*, 7, 337-355.
- Maruna, S. (2001). *Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives*. Washington: American Psychological Association.
- Pervan, S., & Hunter, M. (2007). Cognitive distortions and social self-esteem in sexual offenders. *Psychology in Criminal Justice*, 3, 75-91.
- 田口 真二、平 伸二、池田 稔、桐生 正幸 (2010). 性犯罪の行動科学 - 発生と再発の抑止に向けた学際的アプローチ 北大路書房

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

勝田 聡、羽間 京子、田中 健太郎 (2015). 第 13 回性犯罪者処遇国際学会に参加して、犯罪と非行、査読無、179 号、245-251.

羽間 京子、勝田 聡 (2014). 保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定のある方、千葉大学教育学部研究紀要、査読無、62 巻、17-22、
http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA11868267/13482084_62_17.pdf

勝田 聡 (2014). 保護観察中の性犯罪者の認知のゆがみに関するアセスメント、千葉大学人文社会科学部研究、査読無、28 号、150-161、
http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA12170670/18834744_28_11.pdf

勝田 聡、羽間 京子 (2013). 保護観察所における性犯罪者処遇のある方について、犯罪と非行、査読無、176 号、215-227、

http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA11868267/13482084_62_17.pdf

勝田 聡 (2013). 書評論文 - シャッド・マルナ著「改善 - 元犯罪者の人生の再生と再構築」, 千葉大学人文社会科学研究、査読無、26号、203-216、
http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA12170670/2013no.26_203_216.pdf

勝田 聡、羽間 京子 (2013). 仮釈放者と執行猶予者の保護観察処遇の相違について - 刑罰の基本原則を踏まえた考察、千葉大学教育学部研究紀要、査読無、61巻、345-352、
http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/AA11868267/13482084_61_345.pdf

羽間 京子 (2012). 少年矯正の処遇効果はどのように測ればよいのだろうか、児童青年精神医学とその近接領域、査読無、53巻、343-344.

[学会発表](計8件)

羽間 京子、勝田 聡、田中 健太郎：Predictive Ability of Risk Assessment Tools for Recidivism among Sexual Offenders on Probation and Parole in Japan, 13th IATSO (International Association for the Treatment of Sexual Offenders) Conference, 2014年9月3日-6日、University of Porto (Porto, Portugal)

勝田 聡、羽間 京子、田中 健太郎：Cognitive Distortions of Child Molesters on Probation and Parole in Japan, 13th IATSO (International Association for the Treatment of Sexual Offenders) Conference, 2014年9月3日-6日、University of Porto (Porto, Portugal)

羽間 京子、勝田 聡：Comparison of risk assessment scores of sexual offenders on probation or parole in Japan: Based on the presence or absence of recidivism, 6th Annual conference of the Asian Criminological Society, 2014年6月28日、Osaka University of Commerce (Osaka, Japan)

勝田 聡：保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの効果検証と再犯リスク分析、日本更生保護学会第2回大会、2013年12月8日、国学院大学(東京都)

勝田 聡、羽間 京子：保護観察中の性犯罪者の性的認知のゆがみに関する研究、日本生活指導学会第31回研究大会、2013年9月7日、和歌山大学(和歌山県)

西 慶子、羽間 京子：鑑別面接に関する議論のあり方について、第53回日本児童青年精神医学会総会、2012年11月1日、砂防会館(東京都)。

羽間 京子：少年院仮退院後の自立支援について、日本生活指導学会第30回研究大会、2012年9月2日、立命館大学(京都府)。

勝田 聡、羽間 京子、田中 健太郎：保護観察中の性犯罪者の性的認知のゆがみに関する研究、日本生活指導学会第30回研究大会、2012年9月1日、立命館大学(京都府)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

羽間 京子 (HAZAMA Kyoko)
千葉大学・教育学部・教授
研究者番号：60323383

(2) 連携研究者

岡村 達也 (OKAMURA Tatsuya)
文教大学・人間科学部・教授
研究者番号：10177082

(3) 研究協力者

勝田 聡 (KATSUTA Satoshi)
法務省法務総合研究所・教官

田中 健太郎 (TANAKA Kentaro)
法務省千葉保護観察所・保護観察官